

## 6 県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年12月19日

### ◆付託議案に対する質疑（都市整備部関係）

会議に付した事件並びに審査結果

議案第156号「2014年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち都市整備部関係」（原案可決）

その他

「新たな森建設についての執行停止を解除する決議（案）」を本委員会として提出することを決した。

#### Q. 村岡委員

- 1 約7億円の補正予算を取り下げた際に「貴重な指摘」があったとの知事答弁があった。この「貴重な指摘」をどう受け止め、再度、補正予算案を提案するに当たってどのような検討を行ったのか。
- 2 特定の県議の親族の土地があることを、知事は知らなかったと言っているが、執行部は知らなかったのか。

#### A. 公園スタジアム課長

- 1 議会からの指摘ということで、慎重に検討すべきと受け止めた。検討内容としては、当該敷地を除いた場合、公園の機能を発揮させる上で影響があるかを検討した結果、当該土地が全体に占める割合は1～2%程度と小さく、いずれの箇所も整形な土地の西端にあることから影響はないものと判断した。
- 2 親族の土地に関しては正式に確認したのは最近であるが、平成24年2月頃の地元説明会の際に噂として親族の土地があることを耳にした。  
議員本人の土地については平成24年1月に説明会を行う関係で地権者の調査を実施して確認した。

#### Q. 村岡委員

- 1 資料で示されているとはそれぞれどちらか。
- 2 買取り価格はどうか。
- 3 現状の土地利用はどうか。
- 4 土地改良事業等が過去にいつごろ行われているのか。

#### A. 公園スタジアム課長

- 1 県議会議員の土地が、親族の土地である。
- 2 田の標準的な単価は14,000円から16,000円である。対象地については買収しないのでお答えできない。
- 3 土地利用については、休耕田もあるがほとんどが田である。
- 4 昭和50年頃に、ほ場整備がされたと聞いている。

#### Q. 村岡委員

- 1 2011年の春日部市の緑の基本計画では「地域環境を守る農地」となっているが、県がここを買収して公園が整備されると整合に欠けると思うがどうか。
- 2 第222回埼玉県都市計画審議会において、複数の委員から「なぜこの土地にしたのか」という疑問が出た。また、ある委員からの「県は田畑を保全していくという考え方が基本的にあると思うが、このような土地を山林にしていくやり方は県の方針と違い疑問に思う」との質問に対し、県公園スタジアム課長（幹事）が「県の施策遂行上、特異なケースであるのではないかと理解している」と答えた。それに対し、他の委員から「特異な例と

いう発言の意味が分からない」と質問があり、幹事は「かなりまとまった面積であり、こういったケースは少ないのではないかという意味で、特異という言葉は御理解いただきたい」と答えている。このような疑問が出るのは自然であると思う。ほ場整備がされ、きれいに整理された田をなぜ公園にするのか。まさにそういう意味では特異な例であるというのは自然な疑問であるし、指摘だと思う。そのような中で、この土地を指定したということについて、県議とその親族の土地があるということが何らかの影響を与えたのではないかと考えるのは自然だと思うが、都市計画審議会でのことも含めて答弁を求める。

#### A. 公園スタジアム課長

- 1 候補地選定は、2009年度に着手した。候補地の絞込みについては、市町村の総合振興計画や緑の基本計画に位置付けられているところをピックアップして進めてきた。その時点で、春日部市については、1999年に策定した緑の基本計画において「公園的利用を図る土地」との位置付けだったために候補地とした。
- 2 田を公園にすることについては、県の東部地域に緑が少ないことから、みどりの再生を重点的な施策として取組を進めていくこととした。過去にも田畑を公園として整備していることもあり、人家があるところを公園とすることはできないことからこの土地を候補地とした。都市計画審議会においても、そのような説明をした経緯がある。

#### Q. 村岡委員

2011年に春日部市の緑の基本計画が作られている中で、候補地から外すとか評価点を下げるなど検討すべきだったのではないかと。

#### A. 都市整備部副部長

県としては、1997年度に策定された春日部市の緑の基本計画に基づき候補地選定をしてきたものである。候補地が決まっていない状況では、春日部市と相談する段階ではなかった。こちらの作業と春日部市の作業の時期が合えば、このような状況にはなかったと考える。

#### Q. 村岡委員

先ほどの本会議で、知事は「県民から疑念を持たれないようにしたい」と答弁したが、疑念の中身は何か。県としては、どういうものと受け止めているのか。

#### A. 都市整備部副部長

2013年9月定例会で執行停止を求める決議を受けた。執行部としては、県議会の決議を重く受け止めて、県民から少しでも疑念を持たれるような土地は事業地から外すこととした。

#### Q. 村岡委員

先ほどの本会議で、知事は「公共工事をやるときに、現職の県議や親族、公職にある方の土地があることは起こりうる。基本的には協力を求めていく方針は変わらない」と答弁したが、そのようなことがあり得るということは分かる。疑惑ではなくて疑念でもなくて、やっていることが間違いないと言うことであれば、この土地を除く必要はないのではないかと。なぜ除外したのか。

#### A. 都市整備部長

知事答弁で「今でも疑義はないと考えている」との答弁があり、2013年9月定例会での執行停止を求める決議を重く受け止めて、事業に対して県民から少しでも疑念を持たれることがないようにしたい、と考えた結果として答弁している。発言は「李下に冠」ということで理解して

いる。

やはり、県議会の議決は重く受け止めなければならないという知事の思いだと考えている。少しでも疑念を持たれないように、と考えた結果、このような予算案を提出したという決断をしている。その点を理解いただきたい。

#### Q. 村岡委員

議会から決議を出されたこと自体が、疑念ということとして県民から受け取られることが起こり得る。

2009年度から事業地の選定を行ったという答弁があったが、2008年10月に「みどりと森づくり推進議員連盟」が設立され、議連の会長が土地を所有していた。事業予定が決定したのは議連ができた後である。その予定地内に都市に森をつくろうとしている議員の土地があることが極めて不自然ではないのかが疑問の中心になると思うが、これについて明確に答弁を求める。

#### A. 都市整備部長

この事業に限らず公共事業の中で県議や公職にある方の土地が含まれていることは過去にもあった。また、今後もあると思う。先ほどの本会議での知事の答弁にもあったが、県議会議員や公職にある方でも、我々は一地権者として御協力をいただくことには変わりはない。そういった中で、結果的に執行停止の決議に至ったが、選定の過程で県議会議員の土地があるから止めようとするのは逆におかしいことである。

このような中で決議をいただいたことを重く受け止めている。

#### Q. 村岡委員

全ての疑問が払しょくできたとは言えないが、地権者は協力してくれているし、地元から反対の声があるとも聞いていない。農家の皆さんは来年の作付けの準備がある。

今回の問題は、県当局と議会の政治家との間で起こったことで地元の方には何も責任はないが、疑惑を招いたのは事実である。その責任の一端には県側にもある。知事が公共工事の進め方について、従来的な考え方を肯定することについては理解できる。

二度とこのような事態を起こしてはならないと思うがどうか。

#### A. 都市整備部長

申すまでもなく、貴重な税金で行う事業である。しっかり努め上げるよう当然考えている。今後もそのように努めていく。

#### ◆付託議案に対する討論

なし

#### ◆「新たな森建設についての執行停止を解除する決議(案)」を本委員会として提出する旨の動議についての説明

#### 小久保委員

ただ今配布した案文の朗読をもって、説明に代える。

2013年9月定例会において、本県議会は「新たな森建設についての執行停止を求める決議」を議決した。

決議は、適正な状況が確認できるまでの間、執行の停止を求めたものであり、知事はこの決議を順守し、新たな森建設事業の執行を停止してきた。

しかし、2014年12月定例会に知事は、新たな森建設費を含む2014年度一般会計補正予算(第5号)を提案したが、慎重に検討する必要が生じたとして取下げにいたった。

その後知事から、同事業を変更する補正予算案の提案があり、県土都市整備委員会で審議され3つの事項を確認した。

事業地から「埼玉県議会みどりと川の再生・森づくり推進議員連盟」の会長である県議会議員の土地を除く。事業地からその県議会議員の親族の土地を除く。事業区域を拡張する場合は「埼玉県議会みどりと川の再生・森づくり推進議員連盟」の会長である県議会議員並びにその親族の土地が含まれない北側へ拡張する。の3点である。

したがって、県土都市整備委員会の審議において、適正な状況が確認できたので、新たな森建設についての執行停止を解除するものである。

◆付託議案に対する討論

なし